今号の主な内容
2面 木造住宅・非木造建物の耐震化支援事業
2面 アスベスト対策費を助成
3面 ストップ温暖化 みんなで取り組もう エコと節電
8面 区長と話そう しんじゅくトーク
8面 10月から高齢者の方に肺炎球菌ワクチンの接種を開始

広報しんじゅく
「新宿力」で創造する、やすらぎとにぎわいのまち
平成24年(2012年)
7・5
第2036号

しんじゅくコール
☎(3209)9999 FAX(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区　編集 区政情報課　（毎月5・15・25日発行）
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページHP http://www.city.shinjuku.lg.jp/
携帯電話版HP http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/
携帯電話用二次元コード

7月から 住まいの耐震化をさらに応援
木造住宅の耐震改修工事 補助要件を拡大しました

区では主に、昭和56年(1981年)5月31日以前に建てられた建物を対象に耐震化支援事業を進めてきました。

首都直下地震の切迫性が指摘される中、区民の方の生命を守ること、周辺の建物に被害が及ばないよう「安全なまち」にすることを最優先し、これまで耐震改修工事の補助対象としていなかった「道路に突出している木造住宅」「敷地が道路に接していない木造住宅」にも補助することとしました。

「災害に強い逃げないですむ安全なまち」にするため、区の耐震化支援事業をご利用ください。

【問合せ】**地域整備課**(本庁舎8階)☎(5273)3829・FAX(3209)9227へ。

★**2面**では、このほかの耐震化支援事業をご案内しています。

道路に突出している木造住宅 敷地が道路に接していない木造住宅も 新たに耐震改修工事の補助対象に 加えました

これまでは、「敷地が道路に接していて建物が道路に突出していないこと」が補助要件の一つでしたが、これまでの要件に加えて次の要件に該当する場合は、新たに補助の対象としました。

①建物(門・塀・建築設備を除く)が　道路突出
建築基準法に基づく道路(幅4m以上)に突出している場合

建物の道路への突出部分をやむを得ず解消できない場合で、**新たな違法を生じさせないとともに、道路への突出部分を将来解消する(道路中心線から2m後退する)旨の確認書を提出すること**を条件に、補助の対象とします。

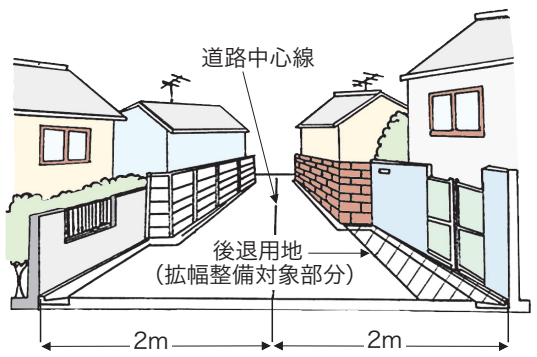

※耐震改修工事の際に建物の道路への突出部分を解消する場合(費用は各自負担)は、「敷地が道路に接していて建築物が道路に突出していない場合」の金額(補助要件拡大前の金額)を補助します。

②建物が建築基準法に基づく接道要件　無接道敷地
(原則として、敷地が2m以上道路に接している)を満たさない場合

耐震改修工事の際に台所等火器使用室の内装を不燃化すること(費用は各自負担)を条件に、補助の対象とします。

木造住宅の耐震改修工事への補助

昭和56年(1981年)5月31日以前に建てられた木造2階建て以下の住宅・共同住宅・店舗等併用住宅等で、耐震診断・補強設計に基づき、基礎の補強・耐震壁の増設・筋かいの設置などの耐震改修工事を実施する場合に、費用の一部を補助しています。

個人の場合、次のすべてに該当する方が対象です。

- ▶世帯全員の所得金額(年額)の合計が800万円以内
- ▶補助申請者を含む世帯全員が住民税を滞納していない
- ▶区に登録している耐震診断登録員が実施する「耐震診断・補強設計」に基づいて耐震改修工事を実施する

※法人・区分所有者の場合は、ほかに要件があります。

補助金額

区 分	住民税非課税世帯または重点地区(※)内の建物	障害のある方または65歳以上の方がお住まいの建物	その他の建物
耐震改修工事	補助対象工事費(※)の4分の3(上限300万円)	補助対象工事費の4分の2(上限200万円)	補助対象工事費の4分の1(上限100万円)
7月から拡大した補助要件に該当する建物(左記①②)	8分の3(上限150万円)	8分の2(上限100万円)	8分の1(上限50万円)
簡易耐震改修工事	5分の3(上限150万円)	5分の2(上限100万円)	5分の1(上限50万円)
7月から拡大した補助要件に該当する建物(左記①②)	10分の3(上限75万円)	10分の2(上限50万円)	10分の1(上限25万円)

※補助対象工事費…実際に耐震改修工事に要する費用または延べ面積(㎡)×32,600円で算出した額のいずれか低い金額。耐震補強とは関係のないリフォームや消費税等は対象外です。

※重点地区…木造住宅密集地域をはじめとする地震災害時の危険度などが高い地域。詳しくは、お問い合わせください。

安全安心まちづくり
細街路の拡幅整備にもご協力ください

幅4m未満の細街路の拡幅は、災害時の避難路や緊急自動車侵入路の確保など、まちの安全性を高めます。

要件等を満たす場合は、区が後退用地(**左図**・拡幅整備対象部分)を整備します。また、後退用地の整備に伴う擁壁の移設・撤去、樹木の移植等に助成します。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】**建築調整課**(本庁舎8階)☎(5273)3733・FAX(3209)9227へ。